

令和3年6月29日

小野寺委員

私からもこの宿泊事業者への補助についてお伺いします。今、新型コロナウイルス感染症の拡大で、これは緊急事態宣言が出ようが出まいが、まん延防止等重点措置の対策の機会があるまいが、昨年から宿泊事業者は厳しい状況が続いていました。

今、本県において、この宿泊旅行、宿泊を伴う旅行者の状況はどうなっているのか、まず大前提の話としてお聞かせください。

観光課長

観光庁の宿泊旅行統計調査による本県の延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年と比較すると、1回目の緊急事態宣言下にあった令和2年5月には約7割減まで落ち込みましたが、感染が一旦落ち着いた令和2年10月には約2割減まで回復したところです。

しかしながら、今後、感染状況が悪化したことにより、直近のデータである令和3年3月の時点では約5割減まで落ち込んでおり、現在も非常に厳しい状況に直面しているということと考えています。

小野寺委員

先ほど先行会派の質問の中に、川崎市の事例も出ましたが、観光ということであると、県内で考えれば横浜市や箱根町などの施設がありますが、主要な観光地の状況はどうなっているのでしょうか。

観光課長

まず、横浜市について、横浜市のホテルの団体に確認したところ、5月の客室稼働率は約5割程度となっています。令和元年5月の客室稼働率は約9割だったことから、それと比較するとおおむね4割減になっている状況です。

一方で、箱根町のホテルや旅館の宿泊人員について確認したところ、令和元年と比較するとおおむね5割減となっていると聞いています。このように、主要観光地と言われる横浜市、箱根町といったところにおいても、宿泊事業者は大変厳しい状況になっていると考えています。

小野寺委員

横浜市の大規模なホテルなどでは、宿泊以外で、料飲部門の落ち込みのダメージがかなり大きいかと思えます。

そうした宿泊事業者に対して、今回、この事業の制度設計をするに当たって、先ほどヒアリングを行ったという話もありましたが、今申し上げたように規模も形態も宿泊事業者と一言で言っても千差万別だと思うのです。どういう形でヒアリングが行われたのでしょうか。

観光課長

ヒアリングについては、実際の意見交換や、アンケートを取るといったことを行っています。意見交換については、箱根町では、宿泊関係団体の集まりがありましたので、そこに足を運んで意見を伺いました。

また、アンケートについては、宿泊事業者の団体などを通じてアンケートを

取らせていただき、感染防止対策や新たな需要に対応するための取組として、これまでどのような取組を行ってきたのか、また、今後もし補助金があった場合にどのような取組を行っていききたいのかなどについて御意見を頂いたところです。

小野寺委員

団体を通してということですが、どれぐらいの数に当たったのか、ざっくりしたお答えで結構ですから教えてください。

観光課長

実際に回答を頂いたのは73施設となっています。母数としては300を超えていて、なかなか回答を頂けない部分もあったのですが、73施設からいろいろな意見を伺えたと考えています。

小野寺委員

73施設という数が多いか少ないかという評価もあるかと思うのですが、大事なことは、そこでどのような意見が出たのかということだと思います。かなり多様な意見が出てきたのではないかと思います。そこではどういう意見が寄せられて、県としてどのように対応していくとお伝えしたのか、その辺りをお聞かせください。

観光課長

宿泊事業者との意見交換において、頂いた意見としては、既に感染症対策に多額の負担を要しているの、こうした過去の負担について補助していただけるのは大変ありがたいというお話でした。

また、厳しい経営状況の中にあっては、新しい投資に対するキャッシュアウトは難しいという御意見も頂きました。

一方、アンケートについては、既に実施した感染防止対策という問いについて、消毒液やマスクなどの消耗品を挙げる事業者が多かったです。一方で、今後、補助金があれば実施したい取組として、非接触チェックインシステム、電子宿泊台帳システムなど、一定の費用を要するような設備が挙げられていた、目立ったというところがあります。

こうした意見を踏まえて、令和3年度の補助率を引き上げるとともに、令和2年度分については、消毒液やマスクなどの消耗品も補助対象に加えるなど制度設計に反映させたところです。

小野寺委員

他の自治体でも消耗品のみを対象とするなどの制限で昨年から行われていると思いますが、今、十分に事業者の意見を聞き取って一つ一つ組み立てていったという話がありました。支援金などですと、事業規模に応じて一律ではなく、事業規模に応じて評価して金額を決めたほうがよいのではないかという意見も出ていると思います。実際にそのようになっているケースあるのですが、宿泊事業者のヒアリングをしたときに、客室数に応じた補助という要望などは出ませんでしたか。

観光課長

意見交換をする中で、規模に応じて補助をすることについてどう考えるかという質問をさせていただきました。その際、お答えとしては、例えば、豪華旅

館の10室と小規模な10室とでは、同じ10室でも施設に係る感染防止対策、新たな需要に対する取組にかかる費用も当然変わってくるというお話がありましたので、客室数に応じて金額を決めるのはあまり適切ではないのではないかと考えました。

先ほど申し上げたように、宿泊事業者の皆様はしっかり自分たちで考えて主体的に感染防止対策や新たな需要に対する取組を進めていただいています。こうした中であっては、先ほど国際文化観光局長から御答弁したようにキャッシュフローに対する支援ということもありますので、我々が支援対象を区別するというよりは、宿泊事業者の皆様が主体的に取り組んでいただいたこと、またこれから取り組むことに対して、その費用に見合った金額を支援させていただくといった制度設計が適切ではないかと考えました。

小野寺委員

一つ、先ほどからの議論を聞いていて気になったのは、産業労働局が所管する様々な補助金との重複をしっかりと避けなければいけないことも手間がかかると思います。新たな需要に対応するための取組の中で、もちろん宿泊事業を今後も持続可能なものにするための様々な取組ということですが、昨年、観光庁が出した、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金について、私もはっきり区別がついていないのですが、そうした国の補助金を得て、外国からのお客様に対応するための様々な投資をされているところもあるのです。

先ほどからお話を聞いていると、やや重複した部分もあるのですが、もちろんこうしたことは大体、性善説に立って事業を推進しなければなかなか手間ばかりかかってしまうのは承知しています。重複申請などを防ぐことも大事だと思うのですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

観光課長

感染防止対策については、国にも補助金ありますし、我々県にも観光客受入環境整備補助として、別途予算立てさせていただいている事業があります。

また、市町村単位で宿泊事業者に限った支援ではないですが、感染防止対策に対する補助を実施しているところがあると聞いています。

こうしたものは、基本的には他の基礎的補助金を活用して行った事業については、我々としては今回補助対象から除かせていただくこととなります。その確認方法としては、国にも確認をしたのですが、まずは、ほかの公的補助金の交付を受けていない旨の誓約書を出していただくのがよいのではないかと考えています。その誓約書について、本当にそれが合っているのかは、必要に応じて調査などをさせていただくという対応とさせていただきたいと思っています。

また、少なくとも我々の補助金と産業労働局の補助金との重複については、全て確認させていただきたいと思っています。

小野寺委員

迅速な給付の妨げにならない程度に行っていただければと思いますし、いざ、不正があったときには、後からしっかり対応すればよいということもありますので、まずは迅速性を念頭に置きながら進めていただければと思います。

今は大変厳しい状況ですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延がある程度収

束した後も、感染防止はずっとついて回るのだと思いますし、新しい時代の観光業、宿泊業ということで見ても、今はしっかり力を蓄えておく時期だと思います。

このことから、今回の補助金施策は大変理にかなった、時宜に合ったものだと思いますので、先ほど、先行会派から周知について御質問がありましたが、周知を徹底して、少しでも早く事業者の皆様の手元に補助金が行き渡るように頑張っていたきたいと思います。

## 意見発表

### 小野寺委員

公明党県議団として、当常任委員会に付託された関係議案について、意見、要望を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、旅行や出張による宿泊需要は激減しています。本県の宿泊旅行の状況を見ると、令和元年度と比べ令和2年5月には7割減、10月にG o T oトラベル事業等により2割減に持ち直したものの、令和3年3月時点では約5割減と再び落ち込んでいます。主要観光地である横浜市や箱根町でも令和元年度に約9割だった客室稼働率が本年5月には5割程度となっています。

そうした中、感染防止に多額の対策料をかけざるを得ない宿泊事業者に対し資金を補助することは重要な事業であると考えますし、事業費の2分の1を上限とする国の基準に対し令和3年4月以降に着手した取組については、事業者へのヒアリングやアンケートを基に県として補助率4分の3に引き上げたことは評価したいと思います。

県は、今回の補助金について、該当する宿泊施設のチラシや申請書類等を個別に送るなどの方法で制度の周知を図るとしています。その徹底とともに、特にワーケーションやバリアフリーへの対応等、新たな需要に対応するための取組については、申請者にとって使いやすい幅広かつ具体的なメニューを明示することを求めます。

最後に、県の産業労働局や国の観光庁による補助金との重複申請を防ぐための対策を講じつつも審査を迅速に進めていただき、必要とする事業者の本補助金が早期に行き渡るよう努めてください。

以上、意見、要望を申し上げ、本委員会に付託された議案に賛成します。